

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例(以下、「本条例」といいます)は、国民健康保険法等に基づき、以下に関し必要な事項を定めるものです。

- (1)市町への国民健康保険保険給付費等交付金の交付(普通交付金等)、
- (2)市町からの国民健康保険事業費納付金の徴収(所得係数の基準等)

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始し、全ての健康保険制度で子ども・子育て支援納付金が賦課されることに伴い、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令が一部改正されることから、(2)に関し、所要の改正を行うものです。

2 改正概要

国民健康保険事業費納付金の額の算定基礎として追加された子ども・子育て支援納付金納付金基礎額について算定のための諸係数の基準等について規定するものです。

3 施行日

本条例は令和8年4月1日から施行するものですが、納付金の額の算定および市町への通知に係る部分は公布の日から施行します。

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 2 号）による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和 34 年政令第 41 号）の一部改正に伴い、毎年度県が県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金の額の算定基礎として追加された子ども・子育て支援納付金納付金基礎額について必要な事項を定めるため、滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成 29 年滋賀県条例第 35 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準、子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合、子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合および子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲について必要な事項を定めるものとします。（第 18 条～第 21 条関係）
- (2) その他
 - ア この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行することとします。ただし、イは、公布の日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な準備行為を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例新旧対照表

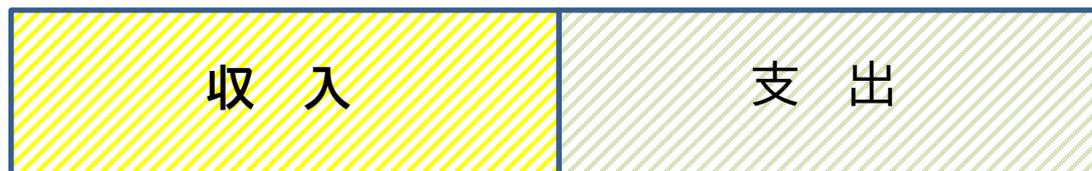
旧	新
<p>第1条～第17条 省略 (新設)</p> <p>第18条 省略 付則 省略</p>	<p>第1条～第17条 省略 <u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準)</u></p> <p>第18条 <u>政令第11条の2第3項の条例で定める基準は、子ども・子育て支援納付金納付金所得係数が同項第1号に掲げる額を同項第2号に掲げる額で除して得た数であることとする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</u></p> <p>第19条 <u>政令第11条の2第4項の条例で定める数は、同項第1号に掲げる数とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</u></p> <p>第20条 <u>政令第11条の2第5項の条例で定める数は、同項第2号に掲げる数とする。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲)</u></p> <p>第21条 <u>子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数に係る政令第11条の2第7項の条例で定める範囲は、零を超え1未満とする。</u></p> <p>第22条 省略 付則 省略</p>

滋賀県国民健康保険保険給付費等交付金および国民健康保険事業費納付金に関する条例について

国民健康保険法等に基づき、

- ①市町への国民健康保険保険給付費等交付金の交付（普通交付金および特別交付金）
 - ②市町からの国民健康保険事業費納付金の徴収（納付金の算定方式等）
- に関し必要な事項を定める。

【県国民健康保険特別会計】



- 趣旨（第1条）
- 定義（第2条）

○徴収について（第4条）

【納付金の種類】

- 一般納付金（第5条から第9条）
- 後期高齢者支援金等納付金（第10条から第13条）
- 介護納付金納付金（第14条から第17条）

新設

○子ども・子育て支援納付金（第18条から第21条）

納付金

交付金

【交付金の種類】

- 普通交付金（第3条第2項）
- 特別交付金（第3項第3項）

【市町特別会計】



保険料（税）

医療給付費等

被保険者

○委任（第22条）